

日本学校改善学会規約

第1条 日本学校改善学会は、学校改善に関する諸般の研究を促進し、研究、連絡、情報交換、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第2条 本学会は、学会の目的に賛同するものを持って構成する。

第3条 本学会は会員、顧問会員及び名誉会員からなる。

- ① 本学会に入会を希望する者は、会員の推薦を得て事務局に申し込む。
- ② 会員は会費を納入する。
- ③ 会員は本会が行う活動に参加し研究発表することができる。
- ④ 顧問会員及び名誉会員は、理事会が推薦し総会の承認を得るものとする。

第4条 本学会は、つぎの活動を行う。

- ① 日本学校改善学会総会
- ② 定例研究会(学校改善に関する研究発表、文献紹介、書評、講演など)の開催。
- ③ その他、学会の目的に照らして有意義な活動。

第5条 本学会に次の役員をおく。

- 会長 1名 副会長 若干名 選挙理事 20名 推薦理事 若干名 監査 2名
顧問 若干名
- ② 本学会に会長を置く。会長は本学会を代表し、会務をつかさどる。会長は理事による互選とする。会長に事故あるときは、理事会にて決めた順序により副会長の一人がその職務を代行する。
 - ③ 本学会に理事を置く。理事は、①選挙によって選出される理事、②理事会によって選出される推薦理事とする。理事は理事会を組織し、本学会の運営にあたる。
 - ④ 本学会に監査を置く。監査は会計を監査する。
 - ⑤ 本学会に顧問を置くことができる。顧問は必要に応じて理事会の相談を受け、学会運営等についての提言を行う。
 - ⑥ 副会長、監査、顧問については、理事会が選任する。

第6条 役員の選出方法については、別に定める。

- ② 理事選挙については、別に定める。

第7条 役員の任期は4年間とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本学会は会長が招集し、年1回総会を開いて活動報告・会計報告を行い、活動計画及び予算を決定する。

第9条 理事会は、総会で決定された活動計画を、隨時適宜に会員の参加と協力を得て実施する。

- ② 理事会は事務局を設置し、活動の細目を処理させる。
- ③ 理事会は、事務局長及び事務局員を選定し、いずれも総会の承認を受ける。
- ④ 理事会は、紀要編集委員を選定し、総会の承認を受ける。

第10条 会員は、本学会活動のために、年額4,000円の維持費を拠出するものとする(顧問会員及び名誉会員は除く)。

第11条 会費を2年間にわたって納入しないものについては、会員としての権利を凍結する。

- ② ただし、未納会費を納入すれば、再び会員の権利を得る。

③ 3年間にわたって会費を納入しない者は本学会の会員としての権利を失う。

第12条 本学会に事務局を置く。

- ② 事務局は総会, 定例研究会その他学会の目的に照らして有意義な活動の運営について, 理事会と協力し学会の運営にあたる。
- ③ 事務局の運営は事務局長が行う。
- ④ 事務局長は会長が会員の中から任命する。

第13条 本規約を改廃する場合には, 日本学校改善学会総会の承認を得るものとする。

附則1 本規約は平成30年1月27日よりこれを実施する。

附則2 本規約は令和5年1月7日よりこれを実施する。

(申し合わせ)

- 事務局は, 会長が定めた場所におく。
- 活動のための費用は, 原則として維持費でまかなうが, 格別の事情があるときは, 研究会参加費などの形で臨時に拠出を求めることができる。
- 本学会運営上の手続きでこの規約に規定されていないものについては, 理事会の責任において本学会規約の趣旨に沿って実行する。
- 本学会の会計年度は, 1月1日から12月31日までとする。
- 第1回理事会選挙については, 令和6年度以降に実施する。